

# 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ 日向市売店設置運営要項

## 1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市観光・おもてなし基本計画」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」において、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日向市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置および運営について、必要な事項を定める。

## 2 設置場所

原則として各競技会場に設置する。ただし、実行委員会は、必要に応じて設置場所を変更することができる。

## 3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は、必要に応じて設置期間を変更することができる。

## 4 開設時間

原則として競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

## 5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は、1店舗あたり約20㎡（2×3間のテント相当）とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

## 6 販売品目

売店の業種は、大会参加者の便宜を図るもの、日向市の特産品等を紹介するもの、その他実行委員会が認めるものとし、売店における販売品目は、次に挙げる範囲のものとする。

- (1) 大会記念グッズ
- (2) スポーツ用品
- (3) 郷土物産品および土産品
- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が認めたもの

## 7 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備する。その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて対象火気器具等又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

- (1) テント（2間×3間）1張以内（横幕を含む。）
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

## 8 出店者の条件

売店の出店者は、次の各号のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者
  - ① 申請時に日向市内で1年以上店舗を有して営業を継続している者
  - ② 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
  - ③ 第76回国民体育大会（以下「国体」という。）以降の国体・国民スポーツ大会および競技別リハーサル大会に出店実績がある者
  - ④ その他実行委員会が認めた者
- (2) 次の条件を全て満たす者
  - ① 各競技会の開催期間中、本要項で定める事項を遵守し、継続して出店すること。
  - ② 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。
  - ③ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請時より過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
  - ④ 飲食物販売の出店者については、申請時より過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
  - ⑤ 納税義務が履行されていること。
  - ⑥ 「日向市暴力団排除条例」第2条第2項または同条第3項に規定する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、販売員として暴力団員等を使用し、または雇用していないこと。

## 9 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費（発電機、給排水設備等の準備費用等）は、出店者が負担する。
- (2) 出店料は無料とする。

## 10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、以下の書類を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）

- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者、搬入車両予定表および持込み備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (5) 市税の滞納のない証明書（写しでも可、該当者のみ）
- (6) 出店者および販売員の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し）
- (7) その他実行委員会が必要と認めるもの

#### 11 出店者の選定

実行委員会は、前号に規定する申請があったときは、この要項に基づき、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定し、これによることのできない場合は抽選により選定する。

- (1) 売店の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が適当と認めた者

#### 12 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）及び売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

#### 13 保健所への手続き

臨時営業許可等を必要とする出店者については、売店許可決定通知書（様式第5号）を受け取ったときは速やかに管轄保健所に必要な届出を行い、保健所の受付印が押された許可申請書の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

#### 14 管理運営

- (1) 売店における販売品および売店備品等の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切責任を追わない。
- (2) 出店者は、売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (3) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (4) 売店責任者は、実行委員会が競技会に置く係員（以下「係員」という。）の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなくてはならない。
- (5) 飲食物を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

#### 15 禁止事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 指定された場所以外で立ち売りおよび呼び込み販売をすること。
- (3) 指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (4) 許可された販売品目以外のものを販売すること。
- (5) アルコール飲料の販売および試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、実行委員会が郷土物産品と認めたものはこの限りではない。
- (6) 危険物を販売および無償提供すること。
- (7) 拡声器や音響機器類を使用すること。
- (8) 実行委員会の許可を受けていない火気器具および燃料等危険物を使用すること。
- (9) その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

## 16 遵守事項

出店者およびその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店およびその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入または搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列および搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が交付するADカードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心を持ち、親切で丁寧な対応を心掛けること。
- (9) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときは、その指示に従うこと。
- (11) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。
- (12) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会の指示に従うこと。

## 17 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指

示に従うものとする。

#### 18 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

#### 19 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の確認を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わって原状回復を行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

#### 20 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

#### 21 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

#### 22 その他

- (1) 競技別リハーサル大会における売店については、この要項に準じて実施し、各競技会の規模等に応じて運用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。